



7章 ■ プランの推進体制

男女共同参画社会を実現するため、「下妻市男女共同参画推進条例」、「第2次下妻市男女共同参画推進プラン」に基づき、推進体制の充実、着実な進行管理に取り組んでいきます。

1. プラン推進体制の充実

(1) 庁内推進体制の充実

男女共同参画に関する施策は、広報・就労・保健・医療・福祉・まちづくり等広範にわたっているため、あらゆる分野において男女共に参画できる体制の充実が重要です。

そのため、副市長を会長とした男女共同参画庁内推進会議を運営するとともに、庁内課長補佐、係長等で構成する検討会の活用により、全庁的な連携体制を継続し、総合的、効率的な観点からプランを推進します。

(2) 下妻市男女共同参画推進委員会

本市の男女共同参画社会の実現に向けた取組は、家庭、学校、地域、行政等、あらゆる分野において推進されるべきものです。

そのため、市民の参画により男女共同参画社会の実現を目指す組織として下妻市男女共同参画推進委員会を運営します。下妻市男女共同参画推進委員会は、下妻市の男女共同参画基本計画の策定及び変更や男女共同参画施策の推進状況、男女共同参画社会の形成の促進に関する様々な内容について審議する機関として、企業や産業関係団体の関係者、地域においてボランティア活動をされている市民の代表で構成します。

2. 関係機関との連携強化

(1) 市民との連携

男女共同参画に関する施策を着実に推進するためには、市民一人ひとりの理解と取組が必要です。そのため、本プランを広く市民に周知し、あらゆる分野において男女共同参画の視点を深めることに努めるとともに、意思決定過程における市民との連携を図ります。

(2) 各種団体・機関との連携

市民と同様に地域社会及び職業生活に大きな影響力をもつ女性団体、ボランティア団体等をはじめ、企業等関係機関と連携を図りながら、プランを推進します。

(3) 近隣市町村との連携

近隣市町村との連携を図りながら、男女共同参画に関する施策の推進や情報交換等に努めます。

(4) 国及び県の関係各機関との連携

男女共同参画に関する施策については、就労・医療・相談事業等、下妻市単独で行うことが困難な広域的、専門的な事業が多くあることから、国及び県の関係各機関の指導や助言、協力を仰ぎながら、施策の推進に努めます。



3. 着実な進行管理

推進プランの進行管理については、施策及び実施事業について進捗状況を把握し、施策の達成度や効果等を分析するとともに、必要に応じて事業等の見直しに効果的に反映していきます。

また、その結果について年次報告書を作成し、市民に公表します。

